昭和村
議会だより

No.182
令和７年９月３日発行

７月２７日「夏休み親子自然体験教室」より
（大芦・玉川渓谷）

Contents

○議会体制スタート ……２～３
○村政を問う ……４～１１
○議案審議の内容・行政調査報告
……１２～１３
○議会活動報告・お知らせ
……１４

発行／昭和村議会
編集／議会だより編集委員会

〒968－0103
福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652
☎0241－57－2198　FAX0241－57－3044

応えられる議会を目指して

をはじめ各常任委員などの選任が行われました。

議長就任のごあいさつ

議　長　栗　城　徳　雄

村民の皆様には日頃から村議会に活動に対し、深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

この度、６月の改選により議員各位にご推挙いただき村議会議長に就任させて頂きました。

誠に光栄に思いますと同時に、重く受け止め身の引き締まる思いであります。二元代表制のもと、議会は行政に対する監視機能をしっかりと果たすことは無論のこと、多様な住民の意見を聞き、それを地域の課題として捉え、村民全体の福祉の増進と村政の発展のため、政策等を提案する機能も大切であります。人口減少や少子高齢化が進む中、村民皆様が安全安心に暮らせる村づくりにも力を入れてまいります。また、議会と致しましては、議員が自由に品格ある議論を活発に交わせる環境づくりにも力を入れて参りたいと考えております。

今後とも村民の皆々様の温かいご指導、ご支援をお願い申し上げまして、就任のご挨拶といたします。

副議長就任のごあいさつ

副議長　小　林　政　一

村民の民様には村議会活動に対し、ご協力、ご支援を賜り感謝申し上げます。６月の改選により、副議長に就任いたしましたが、二元代表制のもとにおいて、何が村民にとってよりよい村なのか、時代にかんがみ未来の昭和村のあり様を模索し、村民皆様の多様な意見を村政に反映させて参りたいと考えております。

今後とも村民皆様のご指導、ご支援を重ねてお願いいたします。

議会議員紹介

議長
８番　栗城　徳雄

７番　馬場　栄三

６番　栗城　敏郎

５番　馬場　政之

４番　渡部　節雄

副議長
３番　小林　政一

２番　羽染　豪

１番　菅家　篤男

議会新体制がスタート 期待に

令和７年第２回議会定例会において、議長、副議長選挙

委員会などの構成

議会では２つの常任委員会と議会運営委員会、会津若松地方広域市町村圏整備組合議員、監査委員があります。各委員会の紹介です。

総務厚生文教常任委員会

村の総務、厚生、教育に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を行います。

委員長	馬場栄三
副委員長	渡部節雄
委員	羽染豪
	栗城徳雄

産業建設常任委員会

村の農林水産業、商工、観光、土木に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を行います。

委員長	栗城敏郎
副委員長	馬場政之
委員	菅家篤男
	小林政一

会津若松地方広域市町村圏整備組合議員

会津地域10市町村で運営する消防、ごみ処理施設、し尿処理施設の維持管理と介護認定審査に関する事項。

議員	羽染豪

議会運営委員会

議会運営全般の他、議会の会議規則、委員会条例等の調査を行います。

委員長	馬場政之
副委員長	渡部節雄
委員	馬場栄三
	栗城敏郎

この他、各種の審議会や委員会の委員も選任されました。

議会選出監査委員

村の出納業務を毎月検査し、適正に運営されているかチェックします。また、年度毎の決算審査及び定期監査を行います。

監査委員	菅家篤男

村政を問う

令和７年６月定例会
一般質問
馬場 栄三 議員

Q 令和７年豪雪、農業に関わる被害状況と施設支援について

問 農業被害状況、カスミソウ、パイプハウス、水稲ハウスなど、被害棟数、被害金額を伺う。

村長 パイプハウス被害棟数１９６棟、被害総額２千４万５千円となり、県会津農林事務所へ被害報告を行った。

問 農業作物施設の復旧、撤去費用について、今後どのような手続でいつまでに申請するか。また、支援を受ける場合の条件を伺う。

産業建設課長 令和６年度大雪農業災害特別対策事業の手続として、まず、被災箇所や程度が分かる写真及び復旧施設や附帯設備の規格や能力が分かる写真の２種類を可能な限り準備いただき、２社以上徴取した復旧に係る経費の見積書の準備をお願いする。

事業の対象要件には、事業の活用により営農を継続する意向である農業者であること。

今後、同様の被害があっても農業経営を継続できるよう、施設共済や農作物共済、収入保険のセーフティーネットに、１つ以上加入をすることが挙げられている。

今回の災害対応に係る予算を、本定例会補正予算に計上しており、議決後に、申請受付、相談窓口の周知を行い、漏れなく申請されるよう対応していく。

本事業は年度内完了が必須となるので、補正予算成立後、６月23日から申請受付を開始し、７月末を申請期限として進めたい。

問 対象事業は施設のパイプハウスだけか、車庫に関わるパイプハウスも該当になるのか。

産業建設課長 建築基準法に則り基礎ができているものは対象となるが、普通に建てられたパイプハウスを車庫として利用している場合は対象外となる。

問 国道から遠い圃場、村の除雪支援が必要と考える。

産業建設課長 村民生活の確保の観点から、村道除雪が最優先であり、除雪作業員の長時間に渡る労務負担も考慮すると、除雪対象外である農道除雪は現実的ではないと判断する。

積雪に対する予防策について、今年の豪雪の経験を活かし、事前に備えることで十分に防げると思われるので、長期の天気予報を確認するなど、ＪＡまたは生産者部会からも注意喚起を行っていただき、被害防止に努めていただくことが必要である。

Q 敬老特別祝金について伺う

問 村内外に居住され、満１００歳時、居住年数が10年経過しない場合は特別祝金が支給されないか、村長の考えを伺う。

保健福祉課長 特別祝金の支給要件は、昭和村敬老祝金支給条例第２条第２項に基づき、昭和村の住民として引き続き10年以上居住し、年齢が１００歳に達した者とすると規定されていることから、居住年数が10年未満の方は支給対象とはならない。

問 特別祝金の条例が制定された年度について伺う。

村長 居住年数の制定は、平成18年４月１日に条例が改正施行されている。

問 高齢者本人や家族に寄り添った制度になっていないように考える。

村長 特別祝金の制度は、村として、１００歳を迎えられた年長者へ敬意を表し、ご健康とご長寿をお祝いするために支給するもので、ご本人及びその家族に寄り添ったものになっていると考えている。

問 この居住年数10年の条例、見直すお考えはないか。

村長 医療の進歩や健康意識の向上、地域福祉の充実により、１００歳を迎えられる方が年々増加傾向にあることから、引き続き、国や県、他市町村などの動向を注視していく。

村政を問う

令和７年６月定例会
一般質問
小林 政一 議員

Q 村長が考える村民の幸せ一番とは何か

問 多死社会の到来による独り暮らし、二人暮らし高齢者の不安を除く対応は。

村長 独り暮らし、夫婦のみで暮らす高齢者の不安を取り除く対応は、地域包括支援センターや見守り支援員、民生委員との連携による定期的な訪問活動や相談支援の強化に努めている。

また、冬期間は、ボランティアのゆきだるマンによる物理的、精神的な孤立の防止など、地域住民にも協力いただき、訪問・見守り活動などを通じて、不安を少しでも和らげられるよう取り組んでいる。

さらに、郵便・配送事業者と連携し、配達時の声がけを中心として、異変を察知できるよう取り組んでいる。

誰もが年を重ねても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、引き続き支援体制の強化と地域との協働を進めていきたい。

問 もう一歩、十分に行き届くような配慮をお願いしたい。

村長 振興計画のテーマの一つである「心穏やかに安心して暮らせる村づくり」に沿って、総合的に施策を進めたい。

問 村長が考える幸せ一番を村民にどう伝え、行政はどう対応するのか。

村長 村民一人一人が幸せ感を感じられる村づくりを目指し、村に住んでよかった、住んでいてよかったと実感できるよう、「健康で笑顔あふれる村づくり」、「魅力ある産業の村づくり」、「つながる・広がる・安心の村づくり」、「温故知新　教育の村づくり」、の４項目を定め、各事業に取り組んでいる。

私が目指す「幸せ一番の村づくり」を村民に伝え、実現するために、考えや思いを具体的に示したものが振興計画である。計画に定めた各種施策を、各課、委員会が連携し、職員が一体となり、村民の福祉向上や生活環境の改善、教育の充実など、様々な事業に取り組み、対応しており、今後も継続したい。

Q 昭和村１００年の記念行事について

問 昭和村１００年の記念プランは。

村長 村制施行１００周年の基本的な考え方は、本村の発展や進展等に尽力され、寄与された方々や、本村に生まれ育ち、暮らしてこられた多くの方の労苦や支援、協力などに対し、敬いと労いの気持ちを形に表してお祝いするとともに、今後も昭和村が存続し続け、村制施行１５０周年、２００周年を迎えられることを、村民をはじめ多くの方々に約束する大変重要で貴重な機会にしたい。

式典は、他の自治体と同様に、正統的な形式の開催を考えている。

１００周年を記念する催しは、現時点では具体的な内容検討までに至っていないが、厳かで、出席者の印象に残るような内容を検討したい。

教育長 １００周年を迎えるに当たり、文化的な面から、地域に残る昔ながらの暮らしや伝統文化、民具をはじめとする文化財、そして矢ノ原湿原や駒止湿原などの自然環境は、保全に努め、有効に活用し、次世代に残していかなければならないものと考えている。

教育委員会では、関係機関と連携し必要な措置を講じながら、先代から受け継いできた貴重な資源を次の世代へつなぐよう努める。

今年度、旧喰丸小学校を活用した交流観光拠点施設喰丸小を次の世代へつなぐための取組として、国登録有形文化財建造物への登録に向けた手続を進め、保全と活用を図る。

問 放置空き家対策に、１００年記念に、景観基金をつくっては。

村長 令和６年第３回議会定例会において、「解体基金など設置する予定はないか」との質問に、「個人の財産である空き家等は、所有者等自らの責任において適切な管理や解体を行う必要があり、所有者等の責任や管理意識を低下させる恐れがあること、また、放置される空き家が増加することも考えられるため、空き家等の解体基金の設置は考えていない」と答弁しており、同様の目的に、基金の設置は考えていない。

問 １００年後に残す普通であることの記録。今の昭和村の風景をスマートフォンで動画を写し、春夏秋冬を未来に残す。昭和１００年で、１００万円の予算で、普通の暮らしをＰＲに使うことを考える。

村長 現時点で、具体的な内容検討に至っていないので、提案内容を含め、検討したい。

映像記録の重要性は十分理解している。

村政を問う

令和７年６月定例会
一般質問
菅家 篤男 議員

Q 役場庁舎と教育関連施設の整備方針について

問 5月に報告された整備方針によると小学校、中学校の校舎は、完成後に再利用の可能性はなく、解体撤去の方向性であると読み取れるが、村長の考えを伺う。

村長 教育関連施設完成後の小学校と中学校の建物は、現段階では未定である。活用する場合には、財政及び防災の観点から、幾つかの課題が考えられるので、庁内検討会議や昭和村拠点施設整備検討委員会で協議いただく。

問 小、中学校の校舎や体育館を再利用できる使い方はどのようなことが考えられるか。

村長 教育委員会においては、現在、小野川生涯学習センターに保管している民具が約2千点あり、その収蔵、展示用にいずれかの校舎を活用できないかと考えている。

昭和村子供の教育検討委員会では、昭和小学校は草加市立小学校の自然体験学習の宿泊拠点にしてはどうかとの意見もあった。

問 令和7年度は拠点整備基本構想検討委員会を開催するとある。検討委員会の構成や開催予定について、また住民説明会、全体説明会のスケジュールを伺う。

村長 秋頃を目途に、村民を構成員とする昭和村拠点施設整備検討委員会を設置し、年度内に複数回、委員会を開催する計画である。

村民を対象とした説明会は、各集落の集会所を会場として年内に開催する計画であるが、昭和村拠点施設整備検討委員会の意見を踏まえながら、開催方法について検討していく。

問 建設予定場所と概算事業費は公表すべきと考えるが、村長の考えは。

村長 本年度は、庁内検討会議において、役場庁舎と教育関連施設の基本構想や基本計画の素案について検討を行う。それぞれの施設規模などや整備に要する概算事業費について精査していく。素案がまとまった後に、議会への報告と、設置予定の昭和村拠点施設整備検討委員会に諮る予定である。

Q 村の施設利用料の不適切管理について

問 発覚は11月と伺うが、どのような経緯で発覚したのか。

副村長 昨年11月に、出納室から当該施設の収入に係る入金がない旨、担当課長に連絡があり、担当者の机の、鍵のかかる引き出しの中に保管されていたことが発覚した。

問 不適切管理は6月から6か月間と伺っているが、5月、12月はないのか。

副村長 5月分は、適切に処理されており、不適切管理の期間には含まれていない。また、12月以降は収入が無いため、事務処理は生じていない。

問 公金管理に関する改善状況を伺う。

副村長 現在、本庁の窓口以外で日常的に現金を取り扱うのは国保診療所のみであり、日々の収入と現金は必ず担当者と課長の2人で確認し、日計票を作成するよう指示しており、指示どおりチェック作業が行われている。

問 懲戒処分、減給3か月10分の1は適正だったのか、軽過ぎはしないかとの声も聞こえてくる。

村長 懲戒処分は、昭和村職員の懲戒処分等の指針に基づき、副村長を委員長とする懲戒審査委員会で議論し、処分量定を決定しており、委員会から審査結果報告を受けた際、現金の不適切な保管期間や金額からも、処分量定は妥当ではないかと考えている。

村政を問う

令和７年６月定例会
一般質問
馬場 政之 議員

Q 職員の育成について問う。

問 金銭の不適切な取扱いをめぐる不祥事に続き、不適切な事務処理が新聞に掲載された。村民の地方行政に対する信頼を大きく揺るがすものであり、非常に残念に思う。職員には全体の奉仕者として自覚をした上で、住民本位の行政の推進に全力を尽くすことが強く求められている。公金の不適切な管理、不適切事務処理、まさしくコンプライアンス違反である。再発防止に職員の育成について質問する。

村長 職員の育成については、今回の不祥事を受け、副村長から全職員を対象としたコンプライアンス研修を行い、不祥事が再発した際の周囲に及ぼす影響をしっかりと伝えるとともに、不祥事を発生させないようにするためにも、自らの業務に誇りを持ってあたるよう強く指導したところである。

なお、職員一人一人が公務員に求められる高い倫理観を持てるようにするため、今回のような研修は定期的に行い、不祥事防止に取り組んでいく。

また、コンプライアンス研修以外にも、自治研修センターが主催する政策形成研修、民間業者に委託した業務効率化研修を行っており、今年度も自治研修センター主催で、他自治体職員と共にフィールドワークを行う政策形成の研修が予定されており、職員へ参加を促している。引き続き、職員の育成に努めていく。

問 不適切な事務処理において、押印したのは係長のみの印鑑か、複数の方の押印か。

副村長 係長を含む上司の印鑑である。

Q 新公会計制度活用について問う。

問 本村は、外注により新公会計制度による財務書類が作成されている。発生主義の採用で減価償却や退職手当引当金など、現金を伴わない正確な行政コストを把握できるようになった。本村ではいかに活用されているか伺う。

村長 新公会計制度は、地方自治体が従来の現金主義や単式簿記の官庁会計から、複式簿記や発生主義の企業会計の考え方を取り入れた会計制度であり、これにより、資産や負債などのストック情報、事業全体のコスト情報などが把握でき、行政経営の質の向上や説明責任の向上を図ることを目的としております。

しかしながら、新公会計制度は専門的な知識が必要であるため活用に至っていないのが現状でありますので、引き続き全職員を対象とした研修会を開催し、知識の研鑽に取り組む。

問 公会計制度は、財務諸表が作成できるようになって数年経過している。これは、以前の質問でも、講習会やら何やら対策は聞きいたが、その実行について、早い時期にお願いしたいと思う。

昭和村は財務も本当に厳しい中で運営しているので、ぜひこれを採用して、細かなところまで見える行政をお願いしたいと思う。

村長の考えは。

村長 公会計制度の導入により、従来の官公庁の会計から、企業会計に近いものになっている。そういう点では、行政もそういう感覚をしっかり持った経営がこれから必要になってくるであろうと思われるので、引き続き全職員が新公会計制度の内容について理解を深め、行政に反映できるように努めたいと考えている。

村政を問う

令和７年６月定例会
一般質問
栗城 敏郎 議員

Q 健全財政について

問 村長就任時の基金残高と現状を見比べ、自己評価を伺う。

村長 村長に就任した平成30年度時点における財政調整基金や特定目的基金の残高は、約24億7，000万円、令和6年度末の基金残高が約21億5，000万円である。

3億2千万円ほど減少しているが、第5次昭和村振興計画と第6次昭和村振興計画に基づき、村民福祉の向上や農業支援、生活環境の改善、教育の充実など、様々な分野における施策に取り組み、村民からの負託や期待に応えられているものと考えている。

Q 役場庁舎の整備方針について

問 持続可能な自治体経営を考え身の丈に合った建築物にすべきと考えるが、村長の認識を示せ。

村長 役場庁舎と教育関連施設の整備については、多額の予算を必要とするため、施設の規模や施設内の装備について必要最小限にとどめるなどの検討を行いながら、将来の財政状況を見据えた整備計画の立案を検討したいと考えている。

Q 法人の不納欠損処理について

問 最初に税の未納が発生したとする平成17年度から休業届を提出するまでの約16年間、行政では法人に対し、定期的な督促、あるいは面談など、通り一遍の事務的対応をしてきたことで、行政の務めを果たしていると正当化しているが、こうした対応だけでは世間の常識とかけ離れており、ひとえに行政の対応の甘さ、緩さと思わざるを得ない。

行政の過失責任は重大であり、村民への責任として、行政の長が責任を取るのは当然と考える。

村長 税務担当係においては、地方税法に基づき適切に業務を執行してきたと認識しており、村行政として、滞納整理事務をこれまでも適正に行ってきている。

滞納が始まったのは平成17年からであり、私が就任したのが平成30年である。任期2期目、8年目に入っており、この間も、税務担当係に全てを任せていたということではなく、滞納が始まって滞った時点においては、事業者を呼んでその内容を確認し、分納計画も出させている。

それによって、全て納税を拒否していたのではなく、完納には至らなかったが、納税の意思があり納税しているという現実を理解いただきたい。

それから、私になってから、大分会社の経営も悪化がひどくなってきており、私の判断において、県の振興局のアドバイスもありますけれども、差押えし、公売にかけて換価すると、換金する手続も取ったところである。

長の責任と言われるが、長は、村としては、やるべきところはしっかりやっていたと判断をしている。私自身もやることはやっていたと思っており、議員の考えと乖離がある。

法の定めに則って、しっかりとその範囲でやらせていただいていると理解していただきたい。

問 今回不納欠損処理をしても法人の登記が抹消されない限り、次年度からまた新たな固定資産税が発生する。

この点について記載が無かった、なぜこのことに触れなかったのか。

村長 村民に、本年5月21日発行のコバシリにおいて、平成17年度から発生した法人による固定資産税の滞納額について、本年度中に不納欠損処理を行う趣旨の方針を示した。

納税は国民の義務であり、村政を運営し、維持し、発展させていく上で、根幹となる大変重要なものと認識していることから、村民に対し、本年度の村の対応方針などについて、丁寧かつ簡潔にお伝えすることが肝要であると考えたことから、次年度以降の対応については記載しなかった。

村政を問う

令和７年６月定例会
一般質問
栗城 徳雄 議員

Q 職員の不祥事について

問 2月に村が公表した職員の不祥事について、内容は売上金の一部を自身で保管し、不適切な処理だったとのことであるが、１２４万円とはいつからいつまでの売上金なのか。

副村長 当該施設の令和6年度の使用料は２６８万2千７５円、このうち、現金の不適切な管理が行われていた期間は6月から11月分で、金額は１２４万９千７００円である。

問 差額の売上金はどのような方法で入金されていたのか。

副村長 適切に管理されていた差額のものについては、5月分の調定で収納されたものと、一部、クレジットカードで収納されていた。

問 当該職員は、一部の住民に、処分を受けたのは「運が悪かった」旨の発言をしているとの声が聞こえている。事実であれば、全く反省していないとしか言えない。このような話は村長にも聞こえているか。

村長 処分を受けた職員が村民に「運が悪かった」などの発言をしたということについては、聞いたことがない。

問 一般職員が無断で上司の印を押印し事務処理を行ったと報告があったが、こんなことが実際可能なのか。可能であれば、職員はもちろん当局の印鑑管理にも大変な問題があるのではないか。今後どうされるのか。村長に伺う。

副村長 今回の職員の不祥事事案である上司の印を無断で押印するというような行為は、公務員に求められる倫理に著しく反する行為である。このような不祥事が二度と発生しないよう、コンプライアンス研修を定期的に行い、職員に求められる倫理感を職員全員で高められるように努める。

なお、印鑑の管理方法については、セキュリティーに関する問題であるため、答弁は差し控えさせていただく。

問 上司の印鑑とあるが、村長印も含まれるのか、また、文書偽造には当たらないのか。

副村長 上司の印鑑に村長印が含むかどうかは、答えを差し控えさせていただきたい。

今回の場合は、決裁の処分が不適切であったというところであり、公文書を捏造したものには当たらないと考えている。

問 村長の印が含まれているかは答弁できないとは、どういう理由か。

副村長 公表した内容は、上司の印という形で報告していることから、了承願いたい。

問 定例議会初日の全員協議会で、副村長の報告によると、この外に3件あったとのことだが、時期と内容を伺う。

副村長 時期については、7月から11月に、件数については4件である。内容は、いずれも支払い事務に関わるものに印鑑が不正使用されたところである。

問 この3件も今回の処分の中に入っているのか。

副村長 3件も今回の処分に含まれている。

村政を問う

令和７年６月定例会
一般質問
羽染　豪 議員

Q 昭和村の防災対策について

問 防災ドローンの運用拡大について。
現在の運用実績を踏まえ、災害時の迅速な情報収集や救助活動への活用は、現段階ではどの程度期待が見込まれるか。

村長 昨年9月に、山岳遭難の事案が立て続けに発生し、消防団員や案内人、関係機関の職員による従来の人海戦術の捜索に困難さを痛感したところである。
このため、先進的な技術を有する企業の協力を得て、高性能ドローンによる大地震や土砂災害、山岳遭難発生時における行方不明者の捜索及び人命救助を想定した実証事業を実施した。
災害発生時や救助事案の対応については、早めの避難や的確な誘導、要救助者の早期発見など、スピード感と確実性が求められることから、ＤＸやＷｉ－Ｆｉ、ドローンなどの先進的な資機材を活用することにより、従事する消防団員や職員、関係機関の効果的な活動につながり、村民の安全安心に寄与するものと期待している。

問 ドローンについて、防災教育の一環としたドローンの活用を地域住民に周知し防災訓練に取り組むことで、住民の防災意識を高める取組は可能か。
また、有害鳥獣対策について、どのような効果が認められるのか。

総務課長 本年度の防災訓練については、両原区長から実施の意向を受けたので、実施時期や訓練内容、ドローンやタブレットの活用方法について、総務課内部で検討を行っている。
ドローンやタブレットを活用することで、従前には困難であった訓練の様子や危険箇所について、地域住民に映像で確認することも可能になることから、日頃の防災対策の重要性や必要性を考える一つのきっかけになることが期待される。また、住民の防災意識を高める取組が推進されるものと考えている。
有害鳥獣対策については、４月上旬に行った夜間の実証においては、残念ながら個体の発見には至らなかったことから、具体的な効果を申し上げることは現時点では困難であるが、夜間時に対象鳥獣の生息地や個体数を確認することで、わなを設置する、または鳥獣を駆除する検討の材料となるほか、ドローンに附属している高輝度ライトによる照射、さらにはスピーカーで日中の音声による追払いが可能になることから、一定の効果が期待されると考えている

問 広域連携による防災ネットワークの構築。
近隣自治体や県と連携し、災害時の相互支援体制を強化することで、より迅速な対応が可能になると考えます。現在どのような取組を行っているのか。

村長 今月25日には、両沼７町村による災害連携協定が締結される予定である。
災害連携協定は、有事の際に命をつなぐ初動体制として最も重要とされる飲料や食料品、生活必需品の確保及び運搬について、７町村が連携を図り協力して取り組むことを目的としており、各町村が現在独自で備蓄している災害時用の飲料や食料品について、保管に関してのスペースの確保や消費期限を考える必要がなくなり、また、有事の際における各町村の避難所への運搬は受託者が行うことになるため、災害対応に従事する職員の負担軽減が図られることも期待される。

総務課長 両沼７町村災害連携協定においては、今後の計画として、飲料や食料品、生活必需品の数量の増加や備蓄品の種類充実、さらに災害発生時における各町村間における職員の派遣、災害復旧時における民間企業との連携について、計画に定めるべく検討することとしている。
また、ドローンなどの先進的な資機材の運用については、検討協議事項には入っていないが、今後、担当者会議で議題として上げていきたいと考えている。

村政を問う

令和７年６月定例会
一般質問
渡部 節雄 議員

Q 多すぎる職員の不祥事について

問 振興公社の幹部が勤務時間中に温泉に入るという事実もあった。村職員の不祥事、７年間に５件という未曽有の多さの責任は、誰がどう取るのか、じっくりと考えて頂きたい。

村長 村職員の不祥事が続いていることについて、村民の方々にご迷惑、ご心配をおかけしていることは重く受け止めている。

職員を指導監督する立場にある自らの責任を痛感し、私の給料３か月間、給与月額10％の減額を実施いたしたく、今定例会で条例改正の議案を提出した。

引き続き、職員一丸となって不祥事防止に努めていきたい。

問 処分は済んだからそれで物事解決では、世の中、一向に良くならない。責任を持ってこの解決に当たる。こういう真摯な態度がトップに必要ではないか。

副村長 処分をしたから終わりというようなことは決してない。職員にこのような不祥事を繰り返させないために、コンプライアンス研修など、研修の機会を通じて職員の意識高揚を図っていきたい。

Q 固定資産税の不納欠損処理について

問 法的には、代表清算人が清算手続きを完了するまで、支払義務は存在するのだと認識していただきたい。平成17年から令和元年まで、村は法に則って督促をしてきたと言っているが、なぜ差押えをしなかったのか。

村長 滞納者に対し、督促状及び催告書を年４回発行し、個別の電話や訪問、さらには役場への呼出しを通して、分納計画により徴収を行っていたことから、差押えの処分はしていない。

問 当時の監査の文書によると、毎年、毎年、早急に返済計画を立てて計画どおりに税金を納めさせなさいと５年間連続で書いている。村長が計画的に返済計画を立てたという証拠書類を見せてもらわない限り納得できない。

村長 これまで地方税法に基づき、納期までに納めなかった納税者に対しては、督促状を発行し、納付されない場合は、電話催告や臨戸訪問などを行い、納付を促してきた。

また、滞納者の預貯金調査を行い、分納計画を立てたほか、福島県会津地域地方税滞納整理機構と連携し、動産の公売を実施するなど滞納額の圧縮に努めてきた。

法人が解散し、固定資産税の納入が見込めないことから、不納欠損処理とすることにしたが、これまでの滞納整理事務は、法に則った適切なものと考えている。

意見 これも先ほどの問題と同じように、これで一件落着ということにはいかない。責任追及をしていくのは議会の責務だと思う。

議案の審議

議案の議決結果

6月定例会で審議した議案と、その議決結果です。（審議した順に掲載。）

議案名	議決結果	菅家篤男	羽染豪	小林政一	栗城徳雄	馬場政之	栗城敏郎	馬場栄三	渡部節雄
物品購入契約の締結について	可決	○	○	○	議長	○	○	○	欠
村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	議長	○	○	○	欠
昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	議長	○	○	○	欠
福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約	可決	○	○	○	議長	○	○	○	欠
昭和村道路線の認定について	可決	○	○	○	議長	○	○	○	欠
令和７年度昭和村一般会計補正予算（第２号）	可決	○	○	○	議長	○	○	○	欠
令和７年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	可決	○	○	○	議長	○	○	○	欠
令和７年度昭和村下水道事業会計補正予算（第１号）	可決	○	○	○	議長	○	○	○	欠
昭和村繰越明許費繰越計算書について	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式会社奥会津昭和村振興公社経営状況報告について	－	－	－	－	－	－	－	－	－
「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書	採択	○	○	○	議長	○	○	○	欠
国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情	趣旨採択	○	○	○	議長	○	○	○	欠
国に対し「女性差別撤廃条約選定議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情	趣旨採択	○	○	○	議長	○	○	○	欠
「消費税５％への減税を求める意見書」の提出について	趣旨採択	○	○	○	議長	○	○	○	欠
「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出について	趣旨採択	○	○	○	議長	○	○	○	欠
村道下中津川中村線改良舗装工事実施について	採択	○	○	○	議長	○	○	○	欠
【議員提出】「被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	議長	○	○	○	欠
議長の辞職について	可決	○	○	○	議長	○	○	○	欠
議長の選挙	選挙	－	－	－	－	－	－	－	－
副議長の選挙	指名推薦	－	－	－	－	－	－	－	－
常任委員の選任	選任	－	－	－	－	－	－	－	－
議会運営委員の選任	選任	－	－	－	－	－	－	－	－
監査委員の選任について	同意	○	○	○	議長	○	○	○	欠

※「○」は賛成、「×」は反対、議長は議決に加わらないため議長採決以外は「議長」と表記。
※議長欠席のため、副議長が議長を務めました。

意見書提出

議員提出議案の詳細です。

『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書	令和８年度以降も「被災児童生徒就学支援等事業」継続による十分な就学支援に必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施する必要があると考え、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣に対し意見書を提出しました。

監査委員報告

８月１日～６日の４日間、令和６年度の決算審査を行いました。

村の前年度事業の執行状況について、各課・委員会、財政援助団体及び出資団体より説明を受けました。

７月９日常任委員会行政調査報告

◎実施目的
・女性農業者活躍の取り組み
・スマート農業技術等導入の取組み
・松ヶ崎地区の取組み

◎調査先
新潟県佐渡市丸山
冨井ファーム

◎調査派遣議員
議員７人

◎経営規模
柿　3.4ヘクタール、
水稲（コシヒカリ）
2.5ヘクタール
水稲ドローン共同防除　17ヘクタール
令和６年販売額
２，４００万円

⑴女性農業者の活躍
令和６年雇用人数
19人（女性11人）
４月　水稲種まき
５月～６月　柿摘蕾
10月～11月　柿もぎ
11月　あんぽ柿
子育て世代女性のパート（島外からの移住女性が中心）

①「フレックスタイム制」の導入
（ＬＩＮＥを活用した勤務時間のとりまとめ）

②オートマチック車の導入
（軽トラック４台）

③ＳＮＳの有効活用
日本各地のお客様との結びつき

柿の全自動皮むき機も導入

⑵スマート農業技術等の導入
新潟県「公的サポート」モデル事業活用

①ドローン導入
４名で免許を取得し、17ヘクタールの水稲共同防除を実施。

②ラジコン草刈機導入
丸山地区の畦畔は広く高低差があり、試験の結果、刈幅70センチ、45度の傾斜まで作業可能な機械を導入。

③水位センサー導入
水田の水位をスマホで確認できるが、通信状態の影響と、通信料が課題。

④アシストスーツ試行

⑤アグリノート活用

ラジコン草刈り機による作業

⑶松ヶ崎地区の取組み
「子どもの元気は地域の元気プロジェクト」
趣　旨
地区で子どもたちと楽しい活動を通して、子育て世代が元気にくらせることが地域の元気に繋がり、地域の持続に繋げたい。

主な活動

①松ヶ崎小中学校学区の人口を増やす取組み
・特認校制
・離島留学
・ＵＩターン受入れ

②子育て世代が持続的に暮らしていける地域を作る取組み
・放課後子ども教室
・学童保育の実施

冨井ファーム、松ヶ崎地区の皆さんと

議会活動を報告します

村道改良舗装に関する要望

採択

6月議会現地調査

◎調査議員　7名
◎調 査 地　下中津川上坪地区
◎調査目的

下中津川区長より要望があった、「村道下中津川中村線改良舗装工事」について、議会開会中に現地調査を行い、区長より説明を受けました。

この村道は農作業や通学などで頻繁に使用するが、高齢化に伴い、維持管理作業が困難になってきており、改良となれば、維持管理に伴う地域住民の負担軽減が図られ、また有事の際、国道４００号の迂回路として活用が考えられることから採択となりました。

下中津川上坪地区村道における現地調査

両沼町村議会議長会自治功労表彰受賞おめでとうございます

栗城徳雄議長・渡部節雄議員が議員在職10年以上のご功績により受賞されました。第35回両沼地方町村議会議員大会の席上、両沼議長会長より表彰されました。

今後も村政進展のため、いっそうのご活躍をご期待いたします。

(写真右から栗城徳雄議長／渡部節雄議員)

● 令和７年第３回定例会のお知らせ ●

令和７年第３回定例会は、９月５日から９日までの日程で予定されています。一般質問は８日の予定です。

今度の定例会は、令和６年度の決算を認定する議会です。

編集委員

委員長　渡部　節雄
副委員長　馬場　栄三
委　員　小林　政一
〃　栗城　徳雄

編集後記

お盆が過ぎ、祭りが終わって、漸く、季節の移ろいの兆しが感じられる様になってまいりました。今夏の異常気象に際し、なすすべもなく、エアコンに頼るだけだった自分が情けなくなってきます。この気候変動に伴って環境の変化にも、顕著な例が目につきます。野尻川の変貌がその一つです。河原がなくなり、あの清らかな流れは何処へ行ってしまったのでしょうか。目を覆うべき惨状がそこに存在するのです。愚痴ばかり申し上げましたが、季節の移り変わりとともに、めげずに前を向いて進んで行かねばと、考える毎日です。

（渡部節雄）